

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

村税につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

既にご承知のように、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等）についても課税されます。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引きを参照し申告していただきますようご協力をお願いいたします。

◎ 提出期限 令和6年1月31日(水)

◎ 提出先 忍野村役場 税務課 固定資産担当
〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514
TEL (0555) 84-7797 (直通)

お知らせ

- ・ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控えの返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ・ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ・ 忍野村ホームページから、申告書様式をダウンロードできます。
- ・ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「種類別明細書」を必ず提出してください。

《目 次》

	ページ
1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類	1
3 建築設備における家屋と償却資産の区分	1～2
4 申告をしていただく方	3
5 申告書等の提出期限	3
6 申告書等の提出先	3
7 申告の対象となる資産	3
8 申告の対象とならない資産	3～4
9 少額の減価償却資産の取扱いについて	4
10 書類による申告書等の提出方法	5
11 電子申告による申告データ等の提出方法	5
12 提出書類（提出データ）	6
13 税額等の算出方法について	7
14 国税との主な違い	8
15 課税標準額の算出方法	9
16 税額の算出方法	9
17 非課税となる償却資産	9
18 課税標準の特例が適用される償却資産	9
19 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合	9
20 申告内容の確認調査について	9
21 個人番号・法人番号について	10
22 業種別の課税対象償却資産の例示〔参考〕	11
23 申告書等の記入例	12～14

1. 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で法人税法又は所得税法の規定によって、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要経費に算入される有形固定資産です。

2. 償却資産の種類

資産の種類		内 容
1 構築物	構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、カーポート、家屋として課税されないプレハブ小屋等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 （「5. 建築設備における家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、建設機械等 （注）小型特殊自動車の中でも次に掲げる要件を1つでも満たす場合は、軽自動車税の対象とならず償却資産に該当します。 （1）乗用装置を有しないもの （2）国土交通大臣の型式認定を受けていないもの（田植え機等）
3 船舶		漁船、ボート、貨物船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09」「000～099、9、90～99、900～999」の車両）、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
6 工具・器具及び備品		看板（ネオンサイン）、金型、測定工具、切削工具、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、医療用機器等

3. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。

<家屋と設備の所有者が同一の場合>

独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

<家屋と設備等の所有者が異なる場合>

賃借人等が貸ビル、貸店舗等に施工した事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

〔家屋と償却資産の区分〕

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と建築設備の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯設備	屋外設備一式、非常用照明器具 屋内設備一式			◎		◎
			○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎	
		配管・配線、端子盤等	○			◎	
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎	
		配管・配線等	○			◎	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎	
	監視カメラ (ITV)配線設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎	
		配管・配線等	○			◎	
避雷設備	設備一式	○			◎		
火災報知設備	設備一式	○			◎		
呼出表示設備	設備一式	○			◎		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
屋内の配管等		○			◎		
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎		
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
上記以外の設備		○			◎		
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲイト、フラッパーゲイト等		◎		◎	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
上記以外の設備		○			◎		
その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設・舗装等)		◎		◎	

4. 申告をしていただく方

令和6年1月1日現在、忍野村に償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ・償却資産を他に賃貸している方
- ・所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ・所有権移転リースの場合、原則として償却資産は原則として借主の方
- ・割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ・償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- ・償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく「代表者（外〇名）」という共有名義でご申告ください。
- ・内装・造作及び建設設備等を取り付けた賃借人等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

5. 申告書等の提出期限

令和6年1月31日（水）です。

6. 申告書等の提出先

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514 忍野村役場税務課

7. 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ・償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ・建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）及び簿外資産
- ・遊休又は未稼働の資産
- ・改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- ・福利厚生のに供するもの
- ・使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

8. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ・自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの

- ・無形固定資産
- ・繰延資産
- ・平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について
耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

9. 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①から③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円 以上
		申告対象外	申告対象外	申告対象外	申告対象
① 一時損金算入（*1、*4）		申告対象外			
② 3年一括償却（*2、*4）		申告対象外			
③ リース資産（ファイナンスリース）		申告対象外			
④ 中小企業特例（*3、*4）		申告対象			
⑤ 個別減価償却（*5）		申告対象			

（*1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（*2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（*3）中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（*4）上記①・②・④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われているものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

（*5）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）

10. 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、税務課へ提出していただく方法です。税務課の窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いします。

<申告方式>

- ・一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、忍野村で行います。

- ・電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

いずれも前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、忍野村ホームページからダウンロードできます。

11. 電子申告による申告データ等の提出方法

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の自治体に配信されます。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でe L T A Xのホームページ（P C d e s k（W E B版））から利用の届出を行う必要があります。

<申告方式>

- ・一般方式

申告区分「増加資産／減少資産申告」等により、申告していただく方式です。

- ・電算処理方式

申告区分「全資産申告（電算処理分）」等により、申告していただく方式です。

1 2. 提出書類（提出データ）

申告していただく方		申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1	別表2
			増加資産・全資産用		減少資産用	
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*2		
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方		○	○*3		○
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方	○*5		○	○*6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		

- *1 種類別明細書（減少資産用）を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。
- *2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考（添付書類等）」欄に「増減なし」と記入してください。
- *3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和○年○月廃業」等）を記入してください。
- *4 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記入してください。
- *5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。計算方法については、をご参照ください。
- *6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

13. 税額等の算出方法について

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を次のように算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$	前年度評価額 × (1 - 減価率)

- ・ 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〔減価残存率表〕

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 1 - 減価率
1	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944

14. 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税（法人税法・所得税法）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 法人税法等の「旧定率法」 で用いる減価率と同じ	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選 択制度（建物については旧定 額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制 度（建物並びに平成28年4月1 日以後に取得する建物付属設 備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
耐用年数の短縮承認	認められます	認められます
増加償却	認められます	認められます
割増償却・特別償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改良費の評価方法	区分評価	原則区分、一部合算も可
中小企業の小額減価償却 資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず 認められません	認められます

（注1）圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2）増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長への「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

15. 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を資産が所在する市町村ごとに合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

16. 税額の算出方法

上記で算出した課税標準額に、税率を乗じて税額を算出します。

【税額＝課税標準額 × 税率（100分の1.4）】

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

17. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「非課税の適用申告書」に必要事項を記入し、添付資料（該当資産について参考になるもの）とともに提出してください。

18. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則15条、第15条の2、第15条の3、第56条、第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに申告される場合は「特例の適用申告書」に必要事項を記入し、添付資料（該当資産について参考になるもの）とともに提出してください。

19. 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び各市町村条例の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

20. 申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の規定により、償却資産の調査を実施しています。

調査のため、法人税（所得税）申告書や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

21. 個人番号・法人番号について

償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられています。個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ、申告時にご持参いただくか、写し（コピー）を申告書に添付してください。

電子申告（eLTAx）により申告する場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

番号確認資料（個人番号の確認）	身元確認資料 （番号が本人のものであることの確認）
個人番号カード（裏面） 通知カード 個人番号が記載された住民票 等	個人番号カード（表面） 運転免許証等、顔写真のある証明書 等

②代理人が申告書を提出する場合（窓口・郵送）

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認書類
本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の個人番号が記載された住民票	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	税務代理権限証明書 委任状 等

※当該通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます。

22. 業種別の課税対象償却資産の例示〔参考〕

業 種	主な課税対象償却資産の例示
共 通	簡易間仕切り、パソコン、LAN設備、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、舗装路面、塀、駐車場設備等
医（歯）業	医療機器（X線装置、手術機器、分娩台、歯科診療ユニット等）、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
ガソリン販売・自動車整備業	洗車機、ガソリン計量機、独立キャノピー、防壁、地下タンク、オートリフト、充電器、コンプレッサー、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付きのものも含む）、日よけ、自動販売機、その他
娛 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボウリング場設備、ゴルフ練習場設備、テニスコート、オートテニス設備、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
製パン・製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装設備、その他
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐車料金自動計算装置、舗装路面、その他
農 業	ビニールハウス、 <u>トラクター</u> 、 <u>田植え機</u> 、 <u>コンバイン</u> 、乾燥機、その他 （※軽自動車税の対象となっているものを除く）
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設・外灯等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、電化製品（備え付けのエアコン・冷蔵庫・テレビ等）、屋外のガス・上下水道の埋設管、その他
浴 場 業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ、その他
旅館・ホテル業	放送設備、洗濯設備、厨房設備、製氷機、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他

23. 申告書等の記入例

<償却資産申告書>

令和6年1月10日
受理印

提出日を記入してください

個人の場合は、氏名、住所を記入してください。
法人の場合は、住所、法人名及び代表者を記入してください。
忍野村から送付された申告書では、前年度申告の住所、氏名等を記載していますが、内容に変更や誤りがある場合は、該当部分に二重線を引いて正しい内容を記入してください。
押印は不要です。

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

ヤマナシケンミツシロゲンズノムランボクサ 忍野村長 殿

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514 (電話) 0555-84-3111

シヨウキヤクゼイカムアジキガイシヤ 償却税務株式会社

忍野 太郎 (電話番号)

取得の種別	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ニ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ)	15 市(区)町村(内)内における事業所等資産の所在地	16 借入資産(有)無(無) 貸主の名称等	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考(添付書類等)
1 構築物	3500000	1200000	2230000	4530000	000	① 忍野村忍草000			
2 自動車	21005000	150000	4650000	25505000	000	② 忍野村内野000			
3 船舶						③			
4 航空機									
5 車両及び軽トラック	1200000			1200000	000		TEL0000000000		
6 自転車及びバイク	2210000	2155500	2162900	2217400	000				
7 合計	27915000	3505500	9042900	33452400	000			自己所有 借家	

※ 課税標準額

電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。

前年度に申告されている方は、前年1月1日現在の取得価額を記載しています。申告漏れや移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記入してください。

前年中に減少した資産について、取得価額の合計額を資産の種類毎に記入し、その明細を種類別明細書(減少資産用)に記入してください。

前年中に増加した資産について、取得価額の合計額を資産の種類毎に記入し、その明細を種類別明細書(増加資産用)に記入してください。

【前年前に取得したもの(イ)】-【前年中に減少したもの(ロ)】+【前年中に取得したもの(ハ)】により算出した取得価額の計を資産の種類毎に記入してください。

マイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。

複数の事業を行っている場合は、主たる事業を記入してください。法人の場合は、資本金(出資金)も記入してください。

申告される市町村において事業を開始した年月を記入してください。

該当する項目のいずれかを○で囲んでください。短縮耐用年数の承認を受けている場合は「承認書」の写し、又は「届出書」の写し、増加償却を行っている場合は「届出書」の写しを添付してください。

申告される市町村内における事業所等資産の所在地を記入してください。また、同一市町村内に複数の所在地がある場合には、各所在地を記入し、主たる所在地の番号を○で囲んでください。4ヶ所以上ある場合は「18 備考」欄又は別紙に記入してください。

借入(リース)資産の有無のいずれかを○で囲んでください。また、借入資産がある場合には、貸主の名称及び連絡先(住所、電話番号)を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

増減資産のない場合、該当する資産のない場合、廃業、解散、移転、合併したなどと記入してください。また、借入資産がその他、以下に該当する場合は記入してください。

住所、法人名などの変更があった場合はその年月日

非課税資産又は課税標準の特例適用資産、耐用年数の短縮等適用した資産を所有されている場合は、その届出書、添付書類の名称

その他参考となる事項

<種類別明細書（増加資産・全資産用）>

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度		所有者コード		所有者名		1枚のうち	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	減価償却資産の特例	1枚のうちに
行番	種別		数	年	額	※課税標準の特例	1枚のうちに
01	2	アスファルト舗装路面	1	15 5 4	2230000	※課税標準の特例	1枚のうちに
02	2	太陽光発電システム	1	15 5 7	3200000	※課税標準の特例	1枚のうちに
03	2	駆逐機補修	1	15 5 11	1450000	※課税標準の特例	1枚のうちに
04	6	ノート型パソコン	1	15 5 2	305100	※課税標準の特例	1枚のうちに
05	6	防音セット	1	14 7 12	319800	※課税標準の特例	1枚のうちに
06	6	液晶テレビ	2	24 2 9 12	584000	※課税標準の特例	1枚のうちに
07	6	ルームエアコン	1	13 6 3 12	454000	※課税標準の特例	1枚のうちに
08	6	看板	1	14 3 0 8	500000	※課税標準の特例	1枚のうちに
09		資産の名称等 資産の名称を記入してください。					
10		資産の種類 該当資産の種類を以下の数字により記入してください。					
11		取得価額 取得価額の取得価額を右詰めで記入してください。 「取得価額」は振付額など取得に要した費用を含めた金額をいいます。圧縮記帳は認められません。					
12		取得価額の修正 取得価額に誤りがあり修正が必要な場合は、下記①②の両方に記入してください。 ①種類別明細書（増加資産・全資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正後のものを）を記入 ②種類別明細書（減少資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正前のもの）を記入 また、2枚ともに事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の記載を記入してください。					
13		1=構築物 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品					
14		取得価額					
15		取得価額					
16		取得価額					
17		取得価額					
18		取得価額					
19		取得価額					
20		取得価額					

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記入してください。

取得年月
年号は、昭和=3、平成=4、令和=5と記入してください。原則、所有者を取得した取得年月とは、原則、所有権を取得した日を指します。ただし、償却資産の種類、機能、記事の形態、内容等によっては、事業の用に供することができなくなった時期をいいます。（例：監督官庁の許可を必要とする場合→当該許可があった日）

耐用年数
原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令）別表1、2及び5～8を記入してください。
中古品取得又は国務局長の承認を受けた場合以外は耐用年数の短縮は認められません。

摘要
次に該当する場合は、その旨を記入してください。
増加事由が3の場合、移動による受入れ元を記入してください。
増加事由が4の場合、「申告漏れ」などその理由を具体的に記入してください。
非課税、課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産については、適用採算を記入してください。
中古見積耐用年数、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却、償却化償却を行っている資産については、その旨を記入してください。

増加事由
該当するものの番号を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古取得
3=移動による受入れ
4=その他

取得価額
取得価額の取得価額を右詰めで記入してください。
「取得価額」は振付額など取得に要した費用を含めた金額をいいます。圧縮記帳は認められません。

取得価額の修正
取得価額に誤りがあり修正が必要な場合は、下記①②の両方に記入してください。
①種類別明細書（増加資産・全資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正後のものを）を記入
②種類別明細書（減少資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正前のもの）を記入
また、2枚ともに事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の記載を記入してください。

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

取得価額

<種類別明細書（減少資産用）>

種類別明細書（減少資産用）

令和 6 年度		所有者コード		所有者名		1枚のうち	
資産の種類		資産の名称等		取得年月		取得回数	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得回数	取得価額	減少事由及び区分	備考
行番			年	数		1 売却 2 減少 3 移動 4 その他	
01	177	資産コード 種類別明細書が同封されている場合は、その中から減少した資産の資産コードを記入してください。		1	1200000	① 2	
02	110	種類別明細書が同封されていない場合、資産コードが記載されていない場合は、資産コード欄は空白とし、該当する資産が特定できるように資産の名称等欄や取得年月欄等を記入してください。			150000	① 2	減価事由のわからない資産、取替などは記入してください。
03	500				520000	① 2	山梨営業所へ、当初取得価額450,000円、数量3
04	303				535500	① 2	令和元年10月減少、申告漏れ
05	509				800000	① 2	
06	455			7		① 2	H20年度省令改正による改正漏れ10→7へ
07	200	パソコン				① 2	資産の名称変更
08	51					① 2	資産の種類変更6→2へ
09	170					① 2	数量訂正1→4へ
10	151			20		① 2	耐用年数申告漏りのため訂正10→20へ
11	150	機械			300000	① 2	取得価額申告漏りのため訂正300,000円→500,000円
12	登録内容の修正 登録内容に誤りがあり修正が必要な場合は、06～10行目のように、資産コードと修正箇所正しい内容に記入し、減少事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の概要を記入してください。						
13	取得価額の修正 取得価額に誤りがあり修正が必要な場合は、下記①と②の両方に記入してください。						
14	①種類別明細書（増加資産・全資産用）に該当する資産の取得価額は訂正後のものを記入						
15	②種類別明細書（減少資産用）に該当する資産の取得価額は訂正前のものを記入 また、2枚ともに事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の概要を記入してください。						
16	例 11行目 取得価額の申告を誤っていたため、「500,000円」に修正する場合						
17	取得価額修正 06行目 名称を「パソコン」に修正 07行目 資産の種類を「2」に修正 08行目 数量を「4」に修正 10行目 耐用年数を「20」に修正						
18							
19							
20	小計 3505500						

種類別明細書（減少資産用）のページ数を記入してください。

減少事由及び区分該当する番号を○で囲んでください。廃業の場合は「2減少」としてください。修正事項がある場合は「4その他」を囲んだうえで、記入例を参考に摘要欄にその概要を記入してください。

資産の一部が減少した場合の記入例
数量・取得価額には減少した分の数量・取得価額を記入してください。
区分は「2一部」を○で囲んでください。摘要欄に、減少する前の取得価額・数量を記入してください。

例 02行目 資産番号110
前年1月1日には、総額450,000円で取得した3個の資産があったが、うち1個150,000円分を山梨営業所へ移動した。残る資産は2個300,000円となる。

減少の申告漏れがあった場合の記入例
前年前に廃業等をした資産で減少の申告が漏れていた場合は、摘要欄に減少した年月を必ず明記し、「申告漏れ」と記入してください。

移動や修正等の場合の摘要欄の記入例
該当する事由に応じて、下記の内容を記入してください。
「1売却の場合」…売却先
「3移動の場合」…移動先
「4その他の場合」…その具体的な事由
耐用年数の修正が省令改正に基づく場合は、他の修正と区分する必要がありますので、「省令改正による」と記入してください。

第16号様式別表（資産用）様式別表（減少資産用）